

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画【第6期】

滋賀中央信用金庫

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1. 両立支援制度の見直し、検討

<対策>

- ・ 令和6年4月～
 - 両立支援制度の再周知および検討
 - 両立支援制度の見直し実行
 - 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備の実施
 - 育児休業等を取得し、就業を継続し、活躍できるようにするための取組の実施

目標2. 女性職員のキャリアアップを図る

<対策>

- ・ 令和6年4月～
 - 職種転換制度の周知とモチベーションアップ
 - 女性総合職の活躍促進の場を検討
 - 女性管理職の育成(女性の2割を管理職)

目標3. 年次有給休暇の取得促進

<対策>

- ・ 令和6年4月～
 - 年次有給休暇の計画的付与の検討
 - 計画的付与の実行
 - アニバーサリーリエクスカーション付与の実施
 - ワークライフバランス休暇付与の実施
 - リフレッシュ休暇付与の実施
 - 夏季休暇付与の実施

目標4. ノー残業デーの設定日数を増加させる

<対策>

- ・ 令和6年4月～
 - 実施日の実態調査、日数増加の検討
 - ノー残業デーを原則月5日とする